

石油石炭税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例の適用を受けるための承認を受けようとする者が提出する申請書に記載すべき事項のうち、輸入の許可を受けたものであることを証する書類等に基づき記載することとされている事項に係る当該書類等について、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むこととする。(第16条関係)
- 2 特例輸入者が帳簿に記載すべき事項のうち、その全部又は一部が輸入の許可書等に記載されている場合であって、これらの書類を整理して保存するときは、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができることとされている当該書類について、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むこととする。(第20条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この政令は、令和5年4月1日から施行することとする。(附則第1項関係)